

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

題名を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改めること。

第二 目的の改正

この法律の目的を、国際的に協力してオゾン層の保護を図るにあたり、気候に及ぼす潜在的な影響にも配慮するものとすること。
(第一条関係)

第三 定義の改正

一 この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。）をいうものとする
こと。

二 この法律における特定物質代替物質の種類は、政令で定めるものとする。

三 この法律における特定物質代替物質の数量は、特定物質代替物質の量に政令で定める地球温暖化係数

を乗じたものとする。

(第二条関係)

第四 基本的事項等の公表の改正

経済産業大臣及び環境大臣は、議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質代替物質の種類ごとの生産量及び消費量の基準限度を定めて公表するものとする。

(第三条関係)

第五 特定物質代替物質の製造等の規制に関する改正

一 特定物質代替物質を製造しようとする者は、製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

(第四条関係)

二 特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(第六条関係)

三 その他特定物質代替物質の輸出に関する届出の義務など、製造又は輸出等に関する所要の規定を整備すること。

第六 附則

一 この法律の施行期日について定めるものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行前から、特定物質代替物質の製造等に係る申請及び経済産業大臣の許可等の準備行為をすることができるとすること。

(附則第二条関係)

三 経済産業大臣は、平成二十三年から平成二十五年までの間に、オゾン層を破壊する物質に関するモン
トリオール議定書附属書Fに掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対して、その数量の報告を
求めることができるものとする。

(附則第三条関係)

四 関係法律について、本法の改正に伴う改正を行うこと。

(附則第五条及び第六条関係)